

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 平成二十五年度税制改正における特定公社債及び公募公社債投資信託等に対する課税の見直しに伴い、県民税利子割に関する様式について、所要の規定の整理を行った。
- 2 平成二十七年年度税制改正における有害鳥獣捕獲従事者に対する軽減措置の見直しに伴い、狩猟税に関する様式について、所要の規定の整理を行った。
- 3 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十七年七月九日。ただし、一1の改正は、平成二十八年一月一日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）（働く女性応援課）

一 改正の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 施行期日

平成二十七年七月九日

★ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第四十七号）（医療介護人材課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）において、保健師助産師看護師法等の一部が改正され、看護師など各種資格者の養成施設の指定を都道府県知事が行うこととされたことに伴い、次の規則について必要な改正を行った。

- 1 広島県理学療法士等修学資金貸付規則
- 2 製菓衛生師法施行細則
- 3 広島県看護師等修学資金貸付規則
- 4 広島県立三次看護専門学校学則
- 5 広島県助産師修学資金貸付規則
- 6 広島県介護福祉士修学資金貸付規則

二 施行期日

平成二十七年七月九日

★ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十八号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、養護老人ホームの職員の配置の基準のうち指定特定施設入居者生活介護等に係る規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十七年七月九日